告 示

埼 埼 玉県代 玉 表 監 監査委員 告示第一号

程 0) 埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通 一部を改正する告示を次 のように定める。 信 \mathcal{O} 技術 \mathcal{O} 利用に関する規

令和二年十一月二十四日

埼玉県監査委員 Щ 本 光 紀

埼玉県監査委員 Щ 彰

埼玉県監査委員 神 尾 髙 善

埼 玉県監査委員 山 白 本 土 光 幸 紀 仁

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報 通信の 技術 の利用に 関

埼 玉

県代表監査委員

する規程 の一部を改正する告示

埼玉県監査委員の所管する行政手続等におけ る情報通信 技術 \mathcal{O} 利用に関する規程

埼 玉 監 查委員

埼玉県代表監査委員

(平成十六年 告示第一号) 0) 一部を次 のように改正する。

まで」を「第二条第三号」に改め、 「法令、 条例等、 を削る。

第二条第一項中「、

「法令」、

「条例等」

 \sqsubseteq

を削

り、

「第二条第一

号から第三号

第三条を削る。

第四条を第三条とし、 第五条を第四条とし、 第六条を第五条とし、 第七条を第六

条とする。

則

の告示は、 公布 \mathcal{O} 日 カュ ら施行 !する。